



放送基準

付 録 <日本民間放送連盟放送基準>

福井放送株式会社

福井放送放送基準

前 文

福井放送の最も大きな使命は人類の平和・社会の秩序・公共の福祉・産業経済の繁栄・文化の向上に貢献することにある。

福井放送は放送の品位を重んじ、世論を尊び、言論の自由と公共性を貫き、広告・宣伝の真実に徹して民間放送の権威を高める責任を自覚する。またサービスエリア内の産業の振興に重点を置くとともに番組全般について極力郷土色を発揮するよう努める。このため福井放送は視聴者と番組提供者の理解と協力のもとに相携えて次の各条項を守る。

放送基準

次に掲げる一般基準と番組基準および広告基準の三基準はすべての放送番組及び広告の企画・制作・実施に当て守るべき根本方針と限界を示すもので、細目については、「日本民間放送連盟放送基準」を準用する。

〔Ⅰ〕 一般基準

この基準はすべての放送に適用される。

社会に関する条項

1. 人命はこれを尊重し、プライバシーを侵すような取り扱いはしない。
2. わかりやすく正しい話し言葉の普及につとめる。
3. 人種・民族・国民・国家・国情に関する資料は特に客観的で権威あるものとする。
4. 国民生活に重大な影響を及ぼす社会公共問題については慎重を期し意見が対立しているときは公平に取り扱いその出所を明らかにする。
5. 法律や社会正義にそむく行為に共感を起させたり、あるいは他人に模倣の意欲を起させたりするような扱いはしない。
6. 公の秩序や善良な風俗に反する行為・習慣を是認するような扱いはしない。
7. 結婚制度と家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想は肯定的に取り扱わない。
8. 暴力行為は、その目的のいかんを問わず否定的に取り扱う。
9. 性に関する事柄の取り扱いについては品位を重んじ露骨な表現を避ける。
10. 性感染症や生理衛生に関する事柄は医学や衛生上必要な場合のほかは取り扱わない。
11. 犯罪手口の描写は慎重に取り扱う。
12. 賭ばくに関する表現は控え目にし魅力的に取り扱わない。
13. ニュースと混同しやすい表現は用いない。
14. 放送内容は放送時間と視聴者の生活状態を考慮し不快な感じを与えないように注意する。
15. 放送時間帯に応じ児童および青少年の視聴に十分配慮する。
16. 外国作品を取り上げるときや海外取材にあたっては時代・国情・伝統・習慣などの相違を考慮し慎重に取り扱う。
17. 視聴者が通常感知し得ない方法によって、なんらかのメッセージの伝達を意図する方法（いわゆるサブリミナル的表現手法）は、公正とはいえない。
18. 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、視聴者の身体への影響に十分配慮する。
19. 放送音楽の取り扱いについては慎重を期する。レコード・CD・テープ・録音（画）生演奏の扱いは別に定める「放送音楽などの取り扱い内規」（民放連）による。

20. 懸賞募集では応募の条件・締切日・選考方法・賞の内容・結果の発表方法・期日などを明らかにする。ただし、これが放送以外の媒体で明らかかな場合は一部を省略することができる。
21. 芸術作品でその構成上、基準により難しいものは公共性と社会的影響とを考慮して特に慎重に取り扱う。

経済に関する条項

1. 個人・団体・職業・企業を中傷したりこれらに不当に利益を与えたり、または不利益を与えるような内容や表現は避ける。
2. 人心に不当な動揺や不安を与えるような内容または表現を避けることはもちろん、特に経済界に混乱を与えるおそれのある問題は慎重に取り扱う。

政治に関する条項

1. 政治に関する放送は一党一派にかたよらず公平に取り扱う。
2. 選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない。
3. 政治に関する放送の中で発表される意見は、放送局の意見と誤解されないように注意する。
4. 政党の政策討論会などの放送にあたっては、関係法令に留意し、選挙放送の番組編集の自由と政治的公平の原則に配慮する。

宗教に関する条項

1. 宗教を取り扱うときは信仰の自由を尊重し各宗派の立場を重んじて公平に取り扱う。
2. 宗教的儀式の表現は正しく行う。
3. 特定宗教のための寄付の募集は取り扱わない。
4. 迷信を肯定的に取り扱わない。

〔Ⅱ〕 番組基準

この基準は次の各種番組の適正を保つため特に守るべき事項を示す。

(1) 報道番組

報道番組とは社会にとって重要なあるいは興味と関心のある出来事や動き及び意見を速報しまたは解説する番組をいう。なお、日常の取材・報道活動にあたっては「FBC報道ガイドライン」を遵守する。

1. ニュースおよびニュース解説はすべての干渉を排し事実を客観的かつ正確、公平に取り扱う。
2. ニュースの表現は残虐・悲惨などの感情を極端に刺激しないように注意する。
3. ニュース、ニュース解説および実況中継などは、不当な目的や宣伝に利用されないように注意する。
4. ニュースの中で意見を取り扱うときは、その出所を明らかにする。
5. 情報の発信源は明示することが基本である。ただし、情報提供者の保護や人権保護の目的で情報源を秘匿しなければならない場合にはこれを貫く。
6. ニュースおよびニュース解説のコマーシャルは、番組内容と混同されないように分離する。
7. ニュースの誤報はすみやかに取り消しまたは訂正する。

(2) 教育・教養番組

教育・教養番組とは、一般精神文化のみならず広く生活文化についての知識を深め豊かな情操を養い円満な常識をつちかう番組をいう。

1. 番組内容の一部や引例が適切でないため制作意図に反して視聴者に好ましくない印象を与えることのないように注意する。
2. 社会に悪影響を及ぼす安易な模倣を誘発しないよう注意する。
3. 宗教番組では他宗・他派をひぼうしない。
4. 信仰、修養などによって傷病が治るといような科学を否定する内容は取り扱わない。ただし伝説的なものの引用はこの限りでない。
5. 医療および薬品の知識に関しては、いたずらに楽観・不安・焦燥・恐怖などの感じを与えないように注意する。
6. 教育番組は学問・芸術・技術・技芸・職業などの専門的内容を系統的に取り扱い、それぞれの視聴対象に必要な知識・技能を啓発または指導する番組をいい学術研究など専門的事項に関しては放送基準の諸規定にかかわらず、良識に基づいて具体的または詳細に取り扱うことができる。

(3) 児童・青少年番組

児童・青少年番組とは、児童および青少年の人間形成に与える影響を考慮してその健全な常識と豊かな情操を養う番組をいう。

1. 児童および青少年の品性をそこなうような言葉や下品な表現は避ける。
2. 悪徳行為・残忍・陰惨などの場面を取り扱う時は、児童および青少年の気持ちを過度に刺激したり傷つけたりしないよう配慮する。
3. 児童および青少年がその品物を持っていないと他の児童および青少年に劣るとか軽視されるとか思わせないように注意する。
4. 児童および青少年にふさわしくない好奇心や冒険心を起させないように注意する。
5. 男女間の愛情や性愛の問題はその内容を考慮し慎重に取り扱う。

(4) 娯楽番組

娯楽番組とは健全な慰安を提供して生活内容を豊かにする番組をいう。

1. 不快な感じをいだかせるような下品、卑わいな表現や言葉は使わない。
2. 方言を使うときには不快な感じを与えないように注意する。
3. 肉体的、精神的障害に触れなければならないときには同じ障害に悩む人々の感情を刺激しないように注意する。
4. 犯罪の手口を明示または詳説するときは故意に犯罪を魅力的に表現したり模倣の意欲を起させたりするような描写はしない。
5. 凶器の使用はなるべく少なくし模倣の動機を与えないようにつとめる。
6. 犯罪容疑者の逮捕・尋問方法および訴訟の手續や法廷描写などは正しく表現する。
7. 殺人・拷問・暴行・私刑などの残虐行為がその他肉体的、精神的苦痛を誇大または刺激的に表現しない。
8. 婦人および児童の虐待または人身売買を是認するような表現またはその詳細な描写はしない。
9. 麻薬および覚せい剤の使用は医療および悪癖としての表現以外は避ける。
10. 心中・自殺その他人命を軽視する言動を是認するような取り扱いはしない。古典または芸術作品についても慎重を期する。
11. 武力や暴力を表現する時は青少年に対する影響を考慮しなければならない。
12. 性犯罪・変態性欲などの取り扱いは避ける。
13. 性に関する描写または表現は性に未熟な視聴者を考慮して慎重に取り扱う。
14. 芸術作品や古典であっても肉体描写・寝室描写など官能的な素材を取り扱うときには刺激的な表現を避ける。
15. 視聴者参加番組については参加の機会を均等に広く一般視聴者に及ぶようにつとめる。
16. 視聴者参加番組の審査は出演者の技能に応じて公正を期する。

17. 視聴者参加番組は単に報酬または賞金・賞品によって過度に射幸心を刺激することのないように注意する。
18. 視聴者参加番組では参加者と視聴者に対し礼を失したり不快な感じを与えることのないように注意する。
19. 視聴者参加番組の出演児童に対しては著しく児童にふさわしくないことはさせない。

〔Ⅲ〕 広告基準

広告に関する放送は視聴者の経済生活と産業経済の発展に資するもので関係法令に従い真実を伝えるとともに番組の内容とよく調和するようにつとめる。

なお広告の取り扱いの細部については日本民間放送連盟放送基準の広告についての基準によるが、その実施にあたってはサービスエリア内の視聴者の感情には特段に配慮し、かつ放送局としての独自性をそこなわないものとする。

以上

福井放送 放送基準	
昭和34年7月18日	制定
昭和60年5月25日	一部字句修正
昭和60年6月1日	改訂版発行
昭和60年12月7日	一部改正
昭和61年4月26日	一部改正
昭和61年7月1日	改訂版発行
平成5年6月1日	再版発行
平成12年3月1日	一部改正
平成12年4月1日	改訂版発行
平成16年1月22日	一部改正
平成16年4月1日	改訂版発行
平成21年5月1日	改訂版発行
平成26年11月1日	改訂版発行
平成28年3月1日	改訂版発行

(注) 関係法令及び事例・参考事項・本文(民放連放送基準)の解釈のしかたについては、「民放連放送基準解説書2014 2016補正版」を参照すること。

放送倫理基本綱領

1996（平成8）年9月19日制定

㈫日本民間放送連盟と日本放送協会は、各放送局の放送基準の根本にある理念を確認し、放送に期待されている使命を達成する決意を新たにするために、この放送倫理基本綱領を定めた。

放送は、その活動を通じて、福祉の増進、文化の向上、教育・教養の進展、産業・経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与することを使命とする。

放送は、民主主義の精神にのっとり、放送の公共性を重んじ、法と秩序を守り、基本的人権を尊重し、国民の知る権利に応じて、言論・表現の自由を守る。

放送は、いまや国民にとって最も身近なメディアであり、その社会的影響力はきわめて大きい。われわれは、このことを自覚し、放送が国民生活、とりわけ児童・青少年および家庭に与える影響を考慮して、新しい世代の育成に貢献するとともに、社会生活に役立つ情報と健全な娯楽を提供し、国民の生活を豊かにするようにつとめる。

放送は、意見の分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにし、公正を保持しなければならない。

放送は、適正な言葉と映像を用いると同時に、品位ある表現を心掛けるようつとめる。また、万一、誤った表現があった場合、過ちをあらためることを恐れてはならない。

報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない。放送人は、放送に対する視聴者・国民の信頼を得るために、何者にも侵されない自主的・自律的な姿勢を堅持し、取材・制作の過程を適正に保つことにつとめる。

さらに、民間放送の場合は、その経営基盤を支える広告の内容が、真実を伝え、視聴者に役立つものであるように細心の注意をはらうことも、民間放送の視聴者に対する重要な責務である。

放送に携わるすべての人々が、この放送倫理基本要領を尊重し、遵守することによってはじめて、放送は、その使命を達成するとともに、視聴者・国民に信頼され、かつ愛されることになると確信する。



本 社

〒910-8588 福井市大和田 2 - 510
TEL 0776(57)1000(代)



東京支社

〒104-0061 東京都中央区銀座 4 - 9 - 8
(銀座王子ビル4F)
TEL 03(5550)6055



大阪支社

〒530-0005 大阪市北区中之島 2 - 3 - 18
(中之島フェスティバルタワー16F)
TEL 06(6203)7871



名古屋支社

〒460-0008 名古屋市中区栄 3 - 14 - 15
(スギビル4F)
TEL 052(228)6767



金沢支社

〒920-0961 金沢市香林坊 2 - 3 - 25
(金沢青葉ビル3F)
TEL 076(232)2580



嶺南支社

〒914-0811 敦賀市中央町 1 - 17 - 19
TEL 0770(23)1020